

山村振興計画

(平成 21 年度～平成 26 年度)

平成 21 年 3 月

都 城 市

(山之口地域)

山村振興計画書

都道府県名	市町村名	作成年度
宮崎県	都城市	平成 20 年度
振興山村名	山之口村	
指定番号	第 480 号	

I 地域の概況

本地域は、明治 22 年の町村制施行により山之口村が設置され、昭和 39 年に山之口町となった。その後、平成 18 年 1 月 1 日に旧都城市、高城町、山田町、高崎町と合併し、都城市となった。

宮崎県の南西部、都城市の北東部に位置する本地域の面積は、97.50 km²で都城市全域の面積 653.80 km²の約 15%を占めている。地域内の土地利用の状況は、森林が 80%、田 4.5%、畑 3.6%、宅地 2.5%となっている。(平成 16 年 10 月 1 日現在) また、森林のうち約 80%を国有林が占めている状況である。

本地域は、都城盆地に位置し、夏場は暑く、冬場は冷え込みが厳しい典型的な盆地気候となっている。なお、都城市における年間平均気温は 17.3℃、年間平均降水量は 2,249.5mm、日照時間は 2,077.4 時間と、全国的に高い数値となっており、温暖かつ多雨、多照な気象条件である。(平成 19 年)

本地域の人口は 6,935 人で、市全域の人口 170,955 人の約 4%を占めている。(平成 17 年国勢調査) 平成 7 年の国勢調査と比較すると、市全域では約 1.8%の減少であるが、本地域では約 8.3%の減少と減少幅が大きい。また、若年層の人口流出により、65 歳以上の高齢者比率は 27.9%となっている。

就業人口構造は、第一次産業が 550 人 (16.2%)、第二次産業が 1,017 人 (30.0%)、第三次産業が 1,828 人 (53.8%) となっている。(平成 17 年国勢調査) 平成 7 年の国勢調査と比較すると、第一次産業が 2.4%の減、第二次産業が 6.9%の減、第三次産業が 9.3%の増で、第三次産業就業人口が増加し、第一次、第二次産業就業人口が減少してきている。

また、地域内総生産は第一次産業が 19 億 2,000 万円、第二次産業が 35 億 4,500 万円、第三次産業が 94 億 4,800 万円となっている。(平成 16 年度市町村民所得統計) 人口 1 人あたりの所得は 1,919 千円で、市全域の人口 1 人あたりの所得と比較すると 84.3%で、県民 1 人あたりの所得と比較すると約 81.9%である。

市の財政状況は、歳入総額 686 億 939 万 3 千円、歳出総額 674 億 7 千 37 万 9 千円、実質収支 11 億 88 万 6 千円の黒字となっているが、財政力指数は 0.512、経常収支比率は 94.1%、公債費負担比率 20.9%、起債制限比率 12.1%であり、財政構造の弾力性が失われ、厳しい状態にある。(平成 19 年度普通会計決算)

II 現状と課題

本地域は、昭和 43 年度に振興山村の指定を受け、昭和 43 年度に第一期、昭和 48 年度に第二期、昭和 55 年度に第三期、平成 4 年度に新山村振興対策（第四期）の山村振興計画を策定し、「だれもが住みたくなる快適で活力あふれるまちづくり」を目指して、社会、生活環境や産業の生産基盤及び交通網の整備等を推進するとともに、地域資源を活かしたまちづくりに取り組んできた。

その結果、地域経済の発展や各種施設整備などによる地域住民の生活環境の向上や地域の活性化が図られるなど一定の成果を上げている。

しかしながら、依然として若年層の流出には歯止めがかからず、高齢化が進行している。平成 17 年度の国勢調査による本地域の高齢者比率は 27.9%で、平成 7 年度と比較して 6.6%上昇しており、全国平均 20.1%や県内平均 23.5%さらには市内平均 24.5%を上回っている状況である。こういった高齢化の進行や住民意識の多様化を要因として、本地域を支えてきたコミュニティによる集落機能が低下してきており、地域の活力低下が懸念されている。また、近年の資源、エネルギーの価格高騰は、畜産や施設園芸などの農林業従事者の経営状況悪化を招くなど、本地域の基幹産業である農業の振興にも多大な影響を与えている。

さらに、後継者不足や農林業従事者の高齢化により森林、農用地等の管理水準も低下してきており、公益的機能が低下した林地や遊休地、耕作放棄地が増加する等、国土・環境保全上の問題となっている。また、農用地における鳥獣被害は深刻となっており、遊休地、耕作放棄地の増加に拍車をかけている。

このような現状を踏まえ、生活環境や産業基盤の整備については、今後も継続して行っていくとともに、地域の特性を活かしながら、産業の振興に努め、若年層の定住化を推進していく必要がある。また、国土や自然環境の保全等、振興山村の担っている役割を果たしながら、快適で活力ある地域づくりが必要である。

III 振興の基本方針

本地域は、都城市市街地から約 12 k mの距離にあり、また、宮崎市とも隣接しており、市街地とのアクセスに比較的恵まれた位置にある。本地域の土地利用の状況は、地域全域の約 80%を森林が占めており、限られた土地資源の有効な活用が重要となっている。基幹産業である農業は、畜産経営を中心とした水稲・露地野菜の栽培などの複合経営が主であるが、生産基盤が十分に整っていないこと等から、経営の規模拡大や生産性の向上が図られにくい状況である。林業についても、木材等の価格低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足などにより厳しい経営状況を強いられており、林業振興を図る上で大きな課題となっ

ている。

これまでの街路事業や公共下水道事業、都市公園事業等の実施により都市計画区域を中心に生活環境の整備は整いつつあるが、依然として若年層の流出に歯止めがかからず、人口減少、高齢化が進んでいる。このような状況の中、地域の活力が低下し、森林、農用地等の管理が困難となり、植栽未済地や放置森林、耕作放棄地等が増加するなど、国土・環境保全や産業の振興にも影響を及ぼしている。

これらの状況を踏まえ、本地域における山村振興の基本方針については、農林業の生産基盤の強化により、農林業生産の収益向上を図ることとする。また、恵まれた自然環境を生かした観光地の活用、さらには交通網や社会、生活環境の整備等による若者の定住促進と地域の活性化により、魅力ある振興山村の実現に努めるものとする。

一方、振興山村である本地域が国土や自然環境の保全等の重要な役割を担っていることを踏まえ、治山対策、災害防止対策等を推進し、森林、農用地等の保全も図っていくものとする。

これらを達成するための重点振興施策は次のとおりとする。

1. 農林業の生産基盤の整備
2. 交通網の整備
3. 安心して暮らすことができる社会、生活環境の整備

IV 振興施策

1 交通施策

- (1) 地域の産業振興、地域住民の交通の利便を図るため、国道、県道及び市道等の整備を行う。
- (2) バス路線の維持・確保に努めるとともに、高齢者や交通弱者のための交通手段としてのコミュニティバス導入など、地域住民のニーズに合った新たな交通システムの編成について検討する。
- (3) JR在来線については、日常生活を支える交通手段となっているほか、観光路線としての観点からも利用促進を図り沿線地域の活性化を図る。

2 情報通信施策

既設の防災行政無線設備の活用を図るとともに、新規転入者への機器の設置を行い、防災情報の円滑な伝達に努める。

3 産業基盤施策

- (1) 農業の生産性向上を図るため、農道及び生産基盤設備等の整備を行う。

- (2) 森林資源の保全と育成、効率的な林業経営を推進するため、適切な森林施業の実施や、林業生産活動の支援・基盤の整備を行う。
- (3) 地域活性化及び農林商工業振興のため、営農活性化対策、特産品開発、商工会の組織強化、イベント事業などを推進する。
- (4) 地域農産物の生産振興及び地域の活性化を図るため、既存の農産物の直販所等の利用促進を図る。

4 経営近代化施策

生産性の向上、生産基盤の強化を図るため、農林業用施設の改良、取得など高度生産施設の整備、充実に努める。

5 文教施策

- (1) 学校教育の充実に努めるとともに、安全な教育の場を提供するため、小・中学校の校舎等の施設の改修、整備を行う。
- (2) 貴重な文化的財産を保存・活用していくため、担い手の育成や文化団体による活動を支援する。
- (3) 子どもたちに郷土の歴史を伝え、郷土に対する愛着を深めるとともに文化を育む人づくりを推進する。
- (4) 生涯学習や生涯スポーツを推進するため、関係団体との連携強化を図る。

6 社会、生活環境施策

- (1) 安全で良質な飲用水を安定的、効率的に供給するため、水源調査や施設整備を行い、水源の確保、計画的な施設の維持管理に努める。
- (2) 地域環境の保全と生活環境の向上のため、公共下水道施設や農業集落排水施設の維持管理を行うとともに、計画区域外の区域については合併処理浄化槽の普及促進を図る。
- (3) 地域住民の生命や財産の安全を確保するため、耐震性貯水槽の設置やポンプ車等の更新を行い、消防施設の計画的整備を進めるとともに、消防団員の人材確保・育成に努める。
- (4) 集会所の整備や宅地分譲のための整備などを行い、地域のコミュニティ機能の向上や定住促進を図る。

8 国土保全施策

- (1) 国土の保全と住民の安全のため、河川改修事業、治山事業等を行う。
- (2) 森林、農用地等の持つ多面的な機能を維持するため、森林、農用地等の適切な管理、整備を行う。

9 交流施策

豊かな自然や古くから伝えられてきた貴重な民俗文化等の地域資源を活かした地域づくりを進め、また観光施設である総合交流活性化センター「青井

岳荘」や物産特売所である「道の駅山之口」、民俗文化芸能の保存・伝承施設である「弥五郎どんの館」や「人形の館」等、交流の場となる各種施設を活用しながら、交流の活性化を図る。

10 森林、農用地等の保全施策

- (1) 森林の有する多面的機能を発揮させるため、適切な森林施業の推進により、適正な森林の管理を行う。
- (2) 農山村の自然や景観などの環境の保全に配慮しながら、地域の基盤となる農用地や排水施設等の整備を行う。

11 担い手施策

- (1) 農業の担い手の確保と農業経営の確立を図るため、新規就農の推進と農業後継者及び女性農業者の育成に取り組むとともに、認定農業者の確保に努める。
- (2) 林業就業者の高齢化や後継者不足に対応するため、就労環境の改善に努めるとともに林業後継者の育成を図る。

12 鳥獣被害防止施策

有害鳥獣捕獲や被害防止対策を行い、イノシシやシカ、サル等野生鳥獣による農作物被害防止を図る。

V 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

本地域は、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」に基づく特定農山村地域に指定されている。また、地域内には「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づく辺地地域の指定を受けている地区（青井岳地区、永野地区）もある。

また、本地域は平成18年1月1日に近隣市町と合併し、都城市となった。その際、まちづくりの基本的な方向性についてまとめた「新市建設計画（計画期間：平成18年度から27年度まで）」を策定している。さらに、新たに誕生した都城市の今後の行政運営の指針となる「都城市総合計画（計画期間：平成20年度から29年度まで）」を平成19年度に策定している。

これらの地域指定の趣旨を踏まえるとともに、「新市建設計画」、「都城市総合計画」との整合性を図りながら、各種施策を展開していくこととする。